

舞鶴市墓園条例施行規則

○舞鶴市墓園条例施行規則

昭和54年12月27日

規則第26号

改正 平成30年3月29日規則第12号

令和3年10月1日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市墓園条例(昭和54年条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用資格)

第3条 条例第4条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市に本籍を有するとき。
- (2) その他市長においてやむを得ない事由があると認めるとき。

(使用許可申請)

第4条 条例第5条の規定による使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第5条 市長は、条例第5条の規定により墓地の使用を許可したときは、墓地使用許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(平30規則12・一部改正)

(墳墓の規格及び設置基準)

第6条 条例第6条第2項に規定する墳墓の規格及び設置基準は、別表のとおりとする。

(墳墓の設置の手続)

第7条 使用者は、墳墓の設置(以下この条において「設置」という。)をしようとするときは、墳墓設置着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、設置に当たっては市長の指示に従わなければならない。

舞鶴市墓園条例施行規則

3 使用者は、設置が完了したときは、その旨を市長に申し出て確認を受けなければならない。

(平30規則12・一部改正)

(納骨の手続)

第8条 使用者は、納骨しようとするときは納骨届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付金額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1年以内に返還した場合 7割相当額
- (2) 2年以内に返還した場合 5割相当額
- (3) 3年以内に返還した場合 3割相当額

(平30規則12・追加)

(使用権の承継承認の手続)

第10条 条例第9条の規定による使用権の承継の承認を受けようとする者は、墓地使用権承継申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

(平30規則12・旧第9条繰下・一部改正)

(返還手続)

第11条 条例第10条の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(平30規則12・旧第10条繰下・一部改正)

(使用許可の取消しの通知)

第12条 市長は、条例第11条第1項の規定により墓地の使用許可を取り消したときは、墓地使用許可取消通知書(様式第7号)により、使用者に通知するものとする。

(平30規則12・追加)

(使用権の消滅の告示)

第13条 市長は、条例第12条の規定により使用権が消滅したときは、その旨を告示するものとする。

舞鶴市墓園条例施行規則

(平30規則12・追加)

附 則

この規則は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第6条関係)

墳墓の規格及び設置基準

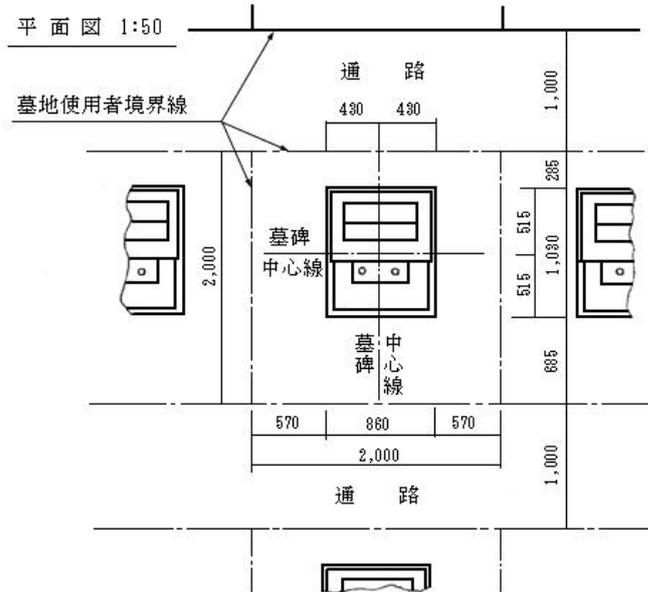
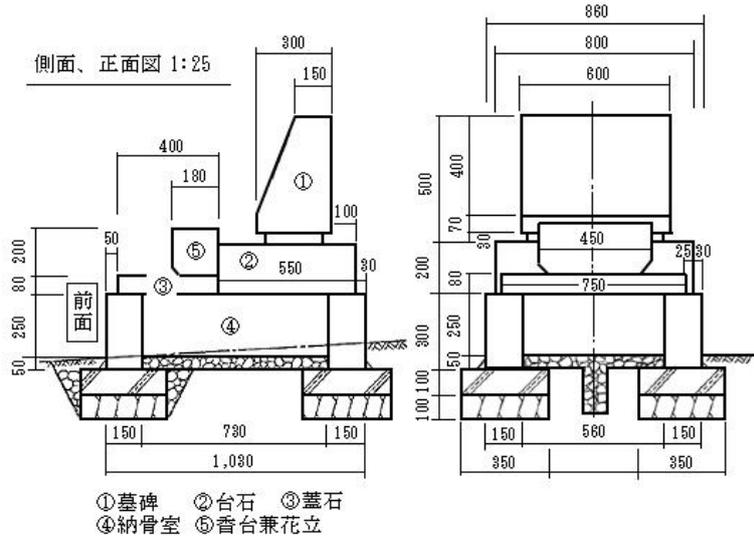
区分	規格(単位・メートル)		
	高さ	奥行	幅員
墓碑	0.50	(天端0.15) 0.30	0.60
台石	0.20	0.55	0.80
ふた石	0.08	0.40	0.75
納骨室	0.30	1.03	0.86
香台兼花立	0.20	0.18	0.45

備考

- 1 材質は、石材を使用するものとする。
- 2 形状及び設置位置は、基準図によるものとする。
- 3 設置基準に定める施設以外の附帯設備(囲障、植樹、灯ろう等)は、設置できない。

墳墓の形状及び設置位置基準図

舞鶴市墓園条例施行規則



舞鶴市墓園条例施行規則

様式第1号(第4条関係)

墓地使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 本 籍

住 所

氏 名

次のとおり墓地を使用したいので申請します。

使 用 場 所	第 号
墳墓設置予定年月	
添 付 書 類	住民票の写し
処 理 欄	
許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 場 所	第 号
墓 籍 簿 整 理	

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第2号(第5条関係)

(表)

墓 地 使 用 許 可 証

年 月 日付で申請のありました墓地の使用について舞鶴市墓園条例第5条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

舞鶴市長



使 用 場 所	第 号	
使 用 者	氏 名	
	本 籍	
	住 所	
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	

(裏)

注 意 事 項

- 1 納骨しようとするときは、納骨届を提出してください。
- 2 使用許可の日から3年以内に舞鶴市墓園条例施行規則に定める基準に従って墳墓を設置してください。設置するときは、墳墓設置着手届を提出してください。
- 3 墓地の使用権を承継するときは、墓地使用権承継申請書を提出してください。
- 4 墓地を返還しようとするときは、原状に復し墓地返還届を提出してください。
- 5 使用者の本籍、住所に変更があったときは速やかに届け出てください。
- 6 墓地は常に清潔にするとともに、その保全に努めてください。
- 7 次のような場合は、使用許可を取り消すことがありますから注意してください。
 - (1) 焼骨以外の物を埋蔵したとき。
 - (2) 墓地の使用権を譲渡したとき。
 - (3) 墳墓を設けずに納骨したとき。
 - (4) 墳墓の設置基準に定めるもの以外のものを設けたとき。
 - (5) その他舞鶴市墓園条例及び舞鶴市墓園条例施行規則に違反したとき。

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第3号(第7条関係)

墳 墓 設 置 着 手 届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

使用者 住 所

氏 名

電 話 局 番

次のとおり墳墓を設置しますので届け出ます。

使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	
使 用 場 所	第 号	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
施 行 業 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	局 番
処 理 欄		
確 認 年 月 日	年 月 日	
確 認 者 印		
記 事		

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第4号(第8条関係)

納 骨 届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

使用者 住 所

氏 名

次のとおり納骨しますので届け出ます。

使 用 場 所	第 号		
納 骨 年 月 日	年 月 日		
納 骨 事 項	死亡者の本籍		
	死亡者の住所		
	死亡者の氏名	男・女	使用者との続柄
	死亡年月日	年 月 日	
	火葬の場所		
	火葬の年月日	年 月 日	
添 付 書 類	埋火葬許可証又は改葬許可証		
処 理 欄			
墓 籍 簿 整 理			

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第5号(第10条関係)

墓地使用権承継申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 本 籍

住 所

氏 名

次のとおり墓地の使用権を承継したいので申請します。

使 用 場 所	第 号			
前 使 用 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		申 請 者 との続柄	
承 継 の 理 由				
承 継 年 月 日				
添 付 書 類	承継原因を証明する書類、申請者の住民票の写し、同意書、 その他市長が必要と認める書類			
処 理 欄				
承 認 年 月 日				
墓 籍 簿 整 理				

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第6号(第11条関係)

墓 地 返 還 届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

使用者 本 籍

住 所

氏 名

次のとおり使用墓地を原状に復し返還します。

使 用 場 所	第 号
理 由	
処 理 欄	
物 件 の 状 況	
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
墓 籍 簿 整 理	

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

墓地使用許可取消通知書

様

舞鶴市長



舞鶴市墓園条例第11条第1項の規定により、墓地の使用許可を次のとおり取り消しましたので通知します。

取消年月日			
使用許可を 取り消す墓地	使用場所	第 号	
	使用 者	氏名	
		本籍	
		住所	
取 消 理 由			

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

舞鶴市墓園条例施行規則

様式第1号(第4条関係)

(平30規則12・令3規則40・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(平30規則12・一部改正)

様式第3号(第7条関係)

(平30規則12・令3規則40・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(平30規則12・令3規則40・一部改正)

様式第5号(第10条関係)

(平30規則12・令3規則40・一部改正)

様式第6号(第11条関係)

(平30規則12・令3規則40・一部改正)

様式第7号(第12条関係)

(平30規則12・追加)